

君ハ起立ヲ乞フ

(諸員起立)

全會一致ヲ以テ可決ス

○

議長(山縣)

次ハ朝鮮總督府通信官署ニ於ケル

現金出納ニ關スル件第一讀會ヲ開ク

(栗田書記官朗讀)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢

ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ朝鮮總督府通信

官署ニ於ケル現金ノ出納ニ關スル件ヲ裁可シ

之ヲ公布セシム

御名

御璽

年月日

内閣總理大臣

各省大臣

勅令第

號

朝鮮總督府通信官署ニ於テハ其ノ事務員ヲシ

テ現金ノ出納ヲ分掌セシムルコトヲ得
前項事務員ニ對シテハ會計法第九章ニ定ムル
出納官吏ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

本令ハ

日ヨリ之ヲ施行ス

報告員(河野) 審査ノ結果ヲ報告ス本件モ亦緊
急勅令トシテ憲法第八條ニ依リ制定セラレ
ムトスルモノニシテ出納官吏ハ官吏ヲ以テ
之ニ充ツルヲ原則トスルモ朝鮮ノ通信官署
ニ於テハ内地ト同様ニ雇員ヲモ出納官吏ト

ラシメ得ルコトトセムトスルモノナリ之ニ
付テハ再三内閣及當局ト交渉シタルモ結局
今俄ニ雇員ヲシテ出納ニ當ラシムルヲ得ル
ニテ只其ノ責任ノ所在ヲ分ツコトカ本案ノ
主意ナリ實際ニ於テハ會計法上何等事務ニ
差支ヲ生スルコトナリ僅カニ責任ノ所在ヲ
分ツ爲メニ緊急勅令ヲ發スルハ妥當ナラス
ト思料ス依テ内閣等ニ打合セタルニ敢テ不
同意ヲ主張セストノコトナルヲ以テ更ニ内
閣ニ於テ審議ヲ盡スヘキモノトシテ否決セ

ラレ然ルヘキモノト思料ス依テ議事規則ニ
基キ否決ノ動議ヲ議題トシテ否決セラレム
コトヲ望ム

議長(山縣) 書記官長ノ否決ノ議ヲ議題トス仍
テ否決ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ乞フ

(起立多數)

議長(山縣) 多數ニ付本案ハ否決ス

議長入御ヲ奏請ス

入御 議長次テ退席副議長代テ議長席ニ即

ク

○

議長(東久世) 次ハ朝鮮總督府中樞院官制第一

讀會ヲ開ク朗讀ハ省略ス

報告員(河邨) 審査ノ結果ヲ報告ス今回朝鮮總

督ノ諮詢ニ應スル爲中樞院ヲ設ケ議長副議

長贊議副贊議ヲ以テ之ヲ組織シ議長ハ政務

總監ヲ以テ之ニ充テ副議長以下ハ主トシテ

朝鮮人ヲ採用セムトスルモノナリ中樞院ナ

ル名稱ハ總督ノ諮詢機關トシテ重キニ過ク

ルノ嫌アレトモ主トシテ舊韓國ノ高官タリ